

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市規則第100号

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則（令和2年安城市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「4,400円」を「4,700円」に改め、同号ただし書中「2,200円」を「2,350円」に改め、同項第2号中「22,000円」を「23,500円」に、「11,000円」を「11,750円」に改める。

別表第1一般事務員の項中「1,260円」を「1,350円」に改め、同表職場適応援助者の項及びレセプト点検員の項中「1,290円」を「1,380円」に改め、同表市税窓口収納員の項中「1,350円」を「1,430円」に改め、同表介護保険料等収納員の項中「1,580円」を「1,670円」に改め、同表図書館司書の項中「1,280円」を「1,360円」に改め、同表図書館司書のうちフロアリーダーの業務に従事する者の項中「1,330円」を「1,410円」に改め、同表交通指導員の項中「1,510円」を「1,600円」に改め、同表窓口外国語通訳の項中「1,670円」を「1,740円」に改め、同表消費生活相談員の項中「1,770円」を「1,840円」に改め、同表生活困窮者就労支援員の項中「1,370円」を「1,460円」に改め、同表障害者就労相談員の項中「1,380円」を「1,470円」に改め、同表精神障害者相談員の項及び障害支援区分認定調査員及び介護認定調査員の項中「1,640円」を「1,710円」に改め、同表保育士の項中「1,420円」を「1,500円」に改め、同表保育士のうち延長保育又は休日保育の業務に従事する者の項中「1,560円」を「1,640円」に改め、同表保育アシスタントの項中「1,260円」を「

「1, 350円」に改め、同表虐待対応専門員の項中「1, 640円」を「1, 710円」に改め、同表児童厚生員の項中「1, 420円」を「1, 500円」に改め、同表児童厚生員のうち主任の業務に従事する者の項中「1, 590円」を「1, 670円」に改め、同表放課後児童支援員の項中「1, 420円」を「1, 500円」に改め、同表放課後児童支援員のうち副主任の業務に従事する者の項中「1, 480円」を「1, 560円」に改め、同表放課後児童支援員のうち主任の業務に従事する者の項中「1, 630円」を「1, 710円」に改め、同表放課後児童補助員の項中「1, 260円」を「1, 350円」に改め、同表放課後児童補助員のうち任命権者が定める資格を有する者の項及び子育て支援員の項中「1, 290円」を「1, 380円」に改め、同表相談支援専門員の項中「1, 660円」を「1, 730円」に改め、同表相談支援補助員の項中「1, 380円」を「1, 470円」に改め、同表相談支援補助員のうち任命権者が定める資格を有する者の項及び保健師、助産師、看護師、管理栄養士及び歯科衛生士の項中「1, 640円」を「1, 710円」に改め、同表ボイラー・タービン主任技術者の項中「1, 740円」を「1, 810円」に改め、同表スクールアシスタントの項中「1, 260円」を「1, 350円」に改め、同表スクールアシスタントのうち介助員の業務に従事する者の項中「1, 380円」を「1, 470円」に改め、同表適応指導教室指導補助員の項中「1, 330円」を「1, 410円」に改め、同表学校司書の項中「1, 280円」を「1, 360円」に改め、同表部活動指導員の項中「1, 370円」を「1, 460円」に改め、同表野外センター管理員の項中「1, 320円」を「1, 400円」に改め、同表野外センター補助員の項中「1, 280円」を「1, 360円」に改め、同表資料整理員の項中「1, 260円」を「1, 350円」に改め、同表資料整理員のうち指導員の業務に従事する者の項中「1, 350円」を「1, 430円」に改め、同表資料整理員のうち専門的な知識経験が必要とされる業務に従事する者の項中「1, 640円」を「1, 710円」に改め、同表用務員の項中「1, 210円」を「1, 290円」に改め、同表発掘作業員の項中「1, 300円」を「1, 390円」に改め、同表現業作業員の項中「1, 310円」を「1, 400円」に改め、同表清掃作業員の項から排水機運転管理員及び除じん機運転管理員の項までの規定中「1, 510円」を「1, 550円」に改める。

別表第2徴税指導員の項中「2, 240円」を「2, 330円」に改め、同表保育指導員の項中「2, 860円」を「2, 930円」に改め、同表保健師、助産師、看護師、管理栄養士及び歯科衛生士のうち主として対面の業務に従事する者の項中

「1, 940円」を「2, 010円」に改め、同表臨床心理士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の項中「2, 930円」を「3, 010円」に改め、同表一般事務員のうち休日夜間急病診療所に勤務する者の項中「2, 670円」を「2, 770円」に改め、同表看護師のうち休日夜間急病診療所に勤務する者の項中「3, 720円」を「3, 850円」に改め、同表歯科衛生士のうち休日夜間急病診療所に勤務する者の項中「2, 980円」を「3, 090円」に改め、同表学校外国語通訳の項中「2, 270円」を「2, 340円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日以後の勤務に係る報酬等について適用する。

##### (報酬等の内扱)

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）に基づいて支給された報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内扱とみなす。この場合において、改正後の規則の規定に基づいて支給されるべき報酬等と改正前の規則の規定に基づいて支給された報酬等との差額の支給日は、市長が別に定める。